# 「光の道」構想に関する意見

意見提出元	株式会社STNet
-------	-----------

意見内容
現在総務省「IT政策に関するタスクフォース」等で検討されて
いる、いわゆる「光の道」構想については、国民生活の向上やわ
が国経済の発展に大きな役割を果たすと考えられますので、構
想には賛同するものです。また5月18日の「光の道構想実現に
向けて一基本的方向性一」(以下、「基本的方向性」)に示された
基本的な考え方についても、概ね賛同します。
しかしながら、実際に「光の道」整備を進めるうえで、具体的な
制度設計や運用においてさまざまな点に考慮する必要がありま
す。例えば基盤整備を進めたとしても、サービス、設備両面での
事業者間競争が停滞するような状況になれば、期待している効
果を損なうだけでなく、中長期的には国民の利用するサービスそ
のものに悪い影響がでることになります。当社として考える整備
のあり方について以下に述べさせていただきます。
(事業者間の公正な設備競争の確保が大前提)
超高速ブロードバンド基盤整備においては、まずもって設備面での事業
者間の公正な競争状況の確保が大前提であり、そうした設備面での公正
な競争が確保されている状況の下で、各事業者がさらなる超高速ブロード
バンド基盤を整備していくことが、光の道整備の基本的なあり方であると考
えます。この点で5月18日の「基本的方向性」での考え方に賛同します。
(より効率的な基盤整備)
超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(10%程度)の多くは山間部
や離島などの過疎地域であり、民間事業者だけでは整備を行うことは困難
な「条件不利地域」です。したがってその整備にあたっては引き続き一定の
公的支援が必要だと考えます。
しかしながら一方では(利用料金を含む)国民的な負担を最小限に抑え
ながら効率的に高速ブロードバンド基盤を整備することも重要であり、整備
にあたっては以下の施策が有効であると考えます。
①有線/無線のハイブリッド基盤の整備
山間部等においては住宅などの密集度が低いため、光ファイバー網
(FTTH)による整備には巨額のコストがかかることが予想されます。また一
方で、国内の携帯電話が1億1千万台を超えて、ほぼ「国民皆携帯電話ユ
ーザ」状態に近づいてきており、あわせて携帯電話インフラの整備も進ん

したがって「基本的方向性」でも触れられているように、有線と無線のべ

ストミックスによる高速ブロードバンド回線基盤網の整備を進める手法が国 民の負担を最小限に抑えるために有効であると考えます。とくに山間離島 部においては、高速無線ブロードバンドを中心に基盤整備することが望ま しいと考えます。

#### ②「併せ技」による一体的な基盤整備

地方での基盤整備においては、効率的な整備を行うために、例えば、過 疎地域における有線電話/有線放送や共同受信組合の設備更新と合わ せて超高速ブロードバンドのための光ファイバー設備の整備を行なった り、携帯電話基地局向け回線整備を行う際にあわせて整備を行うなど、一 つの設備で複数の目的に対応する「併せ技」整備を行うことを提案します。

#### ③敷設関連手続きの改善

これまでも設備敷設に関連する行政手続きなどの簡素化には政府、事業者とも努力されてきたところですが、引き続き設備を敷設する事業者の工事スピードアップを図るために、道路占用許可など、設備敷設に関する行政手続き等について、申請の一本化や簡素化をお願いします。

#### (光の道整備に名を借りた設備つまみ食いへの反対)

4月20日に行われた「光の道」構想に関する事業者ヒアリングやその後の報道等を見ますと、前述の公正な設備競争を歪める各種の提案が散見されます。

・例えば、NTTが整備済みの光ファイバー基盤をユーザ単位に貸し出す (いわゆる「一分岐貸し」)方式は、それを借りる事業者にとっては設備を 「つまみ食い」することで特定のユーザに対しては安価にサービス提供 できますが、そうした設備を全体として運用するNTTや、同様に投資リス クを負って設備を自ら構築しているCATV事業者や地域系通信事業者に とっては、きわめて不公平な競争を強いられることになります。こうした 「正直者が馬鹿を見る」制度は、投資意欲の低下によって中長期的にわ が国の通信サービスの発展を妨げる一方、そうした地方で努力する事業 者の退出によって地域経済の衰退にもつながります。

さらに「一分岐貸し」を一旦導入しますと、設備・技術面での変更にあたっては設備を共同で利用している複数の事業者とすべての契約者の同意が必要になり、現実的には変更は困難です。これは技術のイノベーションを止めてしまうことを意味しており、ひいてはサービス面での進歩も停滞させることになります。こうしたことから利用料金の低廉化のみに注目するのではなく、従来どおり設備競争とサービス競争をバランスさせた政策の舵取りをお願いします。

・また同様にNTTの一部を切り出して「アクセス部門会社」を設ける案に ついても、設備投資リスクを負わないという点において、設備を借りる事 業者は、設備を自ら構築してきたCATV事業者や地域系通信事業者に 比べて優位な状況に立つことになりますので、こうした不公正な競争状 況を作り出す案は不適切であると考えます。 2. 超高速ブロードバンド の利用率(約30%)を向上させるためには、低廉 な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

#### (利用率向上と基盤整備)

自治体の整備した公設網の先例では全世帯で利用可能な状況であっても実際に利用しているのは全体の3割程度に留まっていると報道されております。つまり物理的基盤の整備は直ちに利用率の大幅な向上につながるものではないことを意味しております。したがいまして、基盤整備の問題と利用率向上の問題は切り離して検討を進めるべきと考えます。

## (生活関連分野でのインターネット利用の促進)

利用率の向上のためには国民が自ら超高速ブロードバンドサービスを利用したいと思うような利用機会の提供が不可欠です。例えば、パソコン操作を苦手にする方の多いご高齢者にとっても、病院や公的施設に自ら足を運ぶことなく自宅にいたままで医療や介護分野で各種サービスを受けることができるといったような、身近で利便性が実感できるサービスの提供が重要です。

したがって5月18日の「基本的方向性」でも触れられていますように、医療分野や教育分野などにおいてインターネット上でのサービス提供/利用を妨げる諸規制を撤廃し、生活に不可欠な社会手続きをインターネット上で行うようにすれば、国民生活をより便利にするとともに、利用率が相当程度向上するものと考えられますので、そうした規制緩和などを積極的に進めていただくことを要望します。

### (サービス面での競争状況の確保)

そもそも「利活用」拡大とは、設備よりも上位のレイヤー、すなわちISPやコンテンツ事業者が提供しているインターネット上での様々なサービスをいかにより多くの国民に利用していただくのかという問題です。そうしたサービス面でも公正な競争が不可欠であることは言うまでもありません。

しかしながら、営業子会社への顧客情報流出問題に見られるように、NTT各社が子会社と一体となって営業活動を行うなど、優越的地位を濫用してサービス分野での競争状況を歪めることのないように、NTT法の趣旨を踏まえて監視することが必要です。

#### (光の道整備とNTT経営形態議論の分離)

つぎにNTT経営形態のあり方については、光の道整備のためにNTT組織を変更するのではなく、わが国の通信分野における公正な競争状況の確保の観点から検討すべきものです。経済合理性の名の下で再統合を推し進めた場合には、公正な競争が行われなくなり、競争事業者が相次いで退出する事態を招き、最終的には利用者がより良いサービスを受ける機会を失うとともに、中長期的な成長を阻害する結果を招きかねません。

したがってNTT経営形態の議論については、光の道整備の議論とは切り離し、冷静な議論をしていただくよう要望します。

# (ドミナント事業者であるNTTに対する規制)

NTTの経営形態についてはこれまでと同様、いかに公正な競争状況を確保するかという点がきわめて重要であると考えます。 NTT主要各社は各分野における「ドミナント事業者」であり、そうしたドミナント事業者が影響力を行使して、不公正な状況を生み出すことのないよう、引き続き注視すべきです。その点で前述のような優越的地位の濫用の防止の観点に立ち、子会社まで含めたドミナント規制の運用にするなど、より実効的なドミナント規制が必要であると考えます。

NTT組織見直しにおいても、例えばモバイル/固定や回線/IS Pといった異なる分野で統合が行われた場合には、分野をまたがる巨大なドミナント事業者が誕生し、設備・サービス両面において競争状況が阻害されることになり、中長期的に健全な発展にはつながらないと考えます。

以上